三　登録申請者の関係法人（登録申請者の関係法人であって登録申請者と共同して信用格付行為を行う他の登録申請者又は信用格付業者を除く。）に関する次に掲げる事項
イ　商号又は名称
ロ　本店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地
四　登録申請者（外国法人に限る。）に関する次に掲げる事項
イ　本店又は主たる営業所若しくは事務所が所在する国の国名
ロ　イの国において信用格付業の業務に相当する業務を行う者に対する監督を行う外国の行政機関その他これに準ずるもの（以下この章において「外国行政機関等」という。）の監督を受けている場合には、その旨並びに当該外国行政機関等の名称及び所在地
五　法令等遵守責任者、信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者及び監督委員会（第三百六条第一項第十七号に規定する監督委員会をいう。次条第三十五号、第三百条第一項第四号及び第五号並びに第三百四条第六号において同じ。）の委員の氏名

（業務の内容及び方法）

第二百九十九条　法第六十六条の二十八第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　業務運営に関する基本原則
二　業務執行の方法
三　業務分掌の方法
四　業として行う信用格付行為の内容及び当該行為に係る信用格付の対象となる事項の区分
五　格付担当者が連続して同一の格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与に係る過程に関与する場合において、当該格付関係者から独立した立場において公正かつ誠実にその業務を遂行するために講じる措置の内容
六　使用人（格付アナリストを除く。）の採用に関する方針
七　信用格付業の業務の適正を確保するための体制の整備に係る措置（第三百六条第一項第四号に規定する措置をいう。）の内容
八　法令等遵守に関する方針及び手続
九　法令等遵守責任者の選任その他法令等遵守に係る責任の所在の明確化に関する方針
十　使用人が法令等に反する行為を発見した場合の対応に関する措置の内容
十一　格付アナリストの採用及び研修に関する方針
十二　格付アナリストの配置
十三　信用格付の付与に係る最終的な意思決定を行う合議体の構成員の選任方法及び当該合議体の意思決定の方法
十四　信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者の選任方法
十五　信用格付の付与のために用いられる情報について十分な品質を確保するために講じる措置の内容
十六　信用格付の付与のために専門的知識及び技能を有する人員を十分に確保できない場合又は信用格付の付与のために用いられる情報について十分な品質を確保できない場合には、当該信用格付を付与しないための措置の内容
十七　格付付与方針等（第三百十三条第一項第一号に規定する格付付与方針等をいう。次号、第三十六号、第三百六条第一項第六号、第三百十一条及び第三百十二条第一号において同じ。）の妥当性及び実効性について検証を適正に行う機能を整備するための措置の内容
十八　格付付与方針等について重要な変更を行ったときは、当該格付付与方針等に基づき付与した信用格付のうち、変更後の格付付与方針等に基づき更新するか否かについて判断すべき信用格付の範囲及び更新に要する期間を遅滞なく公表し、当該期間内に必要な更新を行うための措置の内容
十九　資産証券化商品（当該資産証券化商品の設計が過去に信用格付を付与した資産証券化商品の設計と著しく異なる場合に限る。）の信用状態に関する評価を対象とする信用格付を適正に付与することが可能であることを検証するための措置の内容
二十　付与した信用格付に係る検証及び更新を適切かつ継続的に実施するために講じる措置の内容
二十一　特定行為（第三百六条第一項第七号イに規定する特定行為をいう。第二十七号において同じ。）の種類及び利益相反回避措置（同項第七号イに規定する利益相反回避措置をいう。第二十七号において同じ。）の概要
二十二　格付担当者が利益相反のおそれのある有価証券の売買その他の取引等を行わないために講じる措置の内容
二十三　登録申請者又はその役員若しくは使用人が格付関係者と第三百八条第一項に掲げる密接な関係を有する場合において、当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為を行わないために講じる措置の内容
二十四　登録申請者と格付関係者との間で利益相反のおそれのある場合において、当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与において、投資者の利益を害しないことを確保するための措置の内容
二十五　格付担当者が格付関係者の役員又はこれに準ずるものに就くことを目的として自ら働きかけを行うことを防止するための措置の内容
二十六　登録申請者の役員又は使用人でなくなった格付アナリストが格付関係者の役員又はこれに準ずるものに就いた場合において、当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の妥当性を検証するために講じる措置の内容
二十七　特定行為の種類及び利益相反回避措置の概要を適切な方法により公表するための措置の内容
二十八　関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務をいう。以下この章において同じ。）及びその他業務（信用格付業以外の業務であり、かつ、関連業務以外の業務をいう。以下この章において同じ。）に係る行為が信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置の内容
二十九　資産証券化商品の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合において、第三者が独立した立場において当該信用格付の妥当性について検証することができるために講じる措置の内容
三十　登録申請者の役員及び使用人の報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として登録申請者から受ける財産上の利益をいう。次号において同じ。）の決定方針
三十一　登録申請者の役員及び使用人の報酬等の決定方針が信用格付業の業務の公正かつ的確な実施に支障を及ぼさないことを確保するための措置の内容
三十二　格付担当者が当該信用格付の手数料（信用格付の付与の対価として登録申請者に対して支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額をいう。）に関する交渉に参加することを防止するために講じる措置の内容
三十三　信用格付業の業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持を適切に行うために講じる措置の内容
三十四　登録申請者に対する苦情を適切かつ迅速に処理するための措置の内容
三十五　監督委員会の運営方針及び委員の選任方法
三十六　格付付与方針等に関する次に掲げる事項
イ　信用格付の対象となる事項の区分及びその細目に応じた信用状態に関する評価の前提となる事項、信用状態に関する評価の結果を示す等級を定めるために用いる基準